

変更認可・変更届出について

令和6年度 福岡県 行政経営企画課

1. 変更認可、変更届出の手続

- 変更認可・・・変更前にあらかじめ行政庁の認可を受ける手続
- 変更届出・・・変更後に遅滞なく行政庁に届け出る手続

※ 公益目的支出計画が完了予定年月日の延長を伴わない、
収支の見込みの変更については、事前の変更届出が必要

2. 変更認可を受ける必要がある場合

- 実施事業等の内容の変更

「公益目的事業」、「継続事業」、「特定寄附」の内容に変更が生じる場合は、変更認可を行う。

※移行後の継続事業の追加は認められない。

- 公益目的支出計画の完了予定年月日の変更

公益目的支出計画を延長せざるを得なくなったときは、完了予定年月日の変更の変更認可を行う。

3. 本県における変更認可申請の標準処理期間

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間

(令和元年7月30日設定)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に係る以下の処分については、別紙「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（平成20年4月内閣府公益認定等委員会）のとおりとする。

1 変更認可（第125条第1項）

※標準処理期間120日

- 福岡県の標準処理期間120日に設定されている。手続きが必要となった段階で速やかに行政庁にご相談ください。

※ 福岡県HPに掲載。(トップページ>県政情報>県政運営、情報政策・IT化>公益法人>処分・審査基準及び標準処理期間)

4. 変更届出が必要な場合

- ・収支の見込みの変更
- ・法人の名称若しくは住所又は代表者の氏名の変更
- ・特定寄附の相手方の名称又は主たる事務所の所在場所のみの変更
- ・各事業年度の公益目的支出の額又は実施事業収入の額の変更 など

近年、変更届出を要する変更が生じていても、届出を行っていないケースが散見されます。

→変更後は、遅滞なく行政庁に届出を行ってください。

※ 公益目的支出計画が完了予定年月日の延長を伴わない収支の見込みの変更については、事前の届出

5. 変更認可手続・変更届出手続の流れ

- 変更認可・変更届出どちらも同様に法人内部の意思決定が必要。
- 変更認可の場合は、申請後、行政庁から認可されてから、変更を行うことができる。